

# 中央職業能力開発協会ホームページ広告取扱要領

〔平成23年10月31日〕  
要領第8号

改正 平成26年4月1日要領第5号

(趣旨)

**第1条** この要領は、中央職業能力開発協会（以下「協会」という。）のホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要領においてバナー広告及び企業紹介ページ（以下「広告」という。）とは、ホームページ上の広告掲載管理者が指定した場所に広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）が広告用の画像、情報等の掲載を行うことをいう。

(広告掲載管理者)

**第3条** ホームページへの広告掲載の適正かつ円滑な運用を図るため、広告掲載管理者を置く。

2 広告掲載管理者は総務担当理事とする。

(広告掲載審査会)

**第4条** 広告掲載の適否を審査するため、広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次の者により構成する。

(1) 広告掲載管理者

(2) 総務部長

(3) 総務課長

(4) その他、必要に応じて広告掲載管理者が必要と認める者

(広告の種類)

**第5条** ホームページに掲載する広告は、次の各号に掲げるものとする。

(1) バナー広告

(2) 企業・団体紹介

(3) その他、理事長が別に定めるもの

(掲載基準)

**第6条** 広告主は、協会の事業主旨を理解し、その目的に合致する事業を行っている、若しくは企業等内での教育訓練、能力評価等に前向きである企業等とする。ただし、教育訓練機関、若しくはこれに相当する業務を行う企業等については、優れた教育訓練実績を有するなど、別に定める条件を満たす者に限ることとする。

2 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者については、ホームページに広告を掲載することができない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定

める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業

- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に定める貸金業
- (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）に定める葉タバコ及び製造たばこを製造し、又は販売するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続を受けている事業者
- (5) 法令等の違反があった事業者等、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの

3 リンク先ホームページが次の各号のいずれかに該当する内容を含む場合は、ホームページに広告を掲載することができない。

- (1) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するおそれがあるもの
- (3) 宗教団体による布教推進を主な目的とするもの
- (4) 意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 債権取立て、示談引受け等に関するもの
- (6) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現、根拠のない表示又は誤認を招くような表現を含むもの

イ 射幸心を著しくあおるもの

ウ 人材募集広告で、労働基準法（昭和22年法律第49号）を遵守していないもの

エ 科学的な根拠のないもの又は迷信に類するもの

オ 占い又は運勢判断に関するもの

カ 国、地方公共団体、その他公共の機関が広告を掲載している、又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿、裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの

イ 暴力又は犯罪を肯定し、又は助長する表現があるもの

ウ わいせつな表現を含むもの

4 前2項に掲げるもののほか、公序良俗に反するもの又は協会ホームページに広告掲載することがふさわしくないと広告掲載管理者が認めるものは、ホームページに広告を掲載することができない。

5 広告又はリンク先ホームページには、広告主名及び連絡先を表示しなければならない。（バナー広告の規格等）

**第7条** 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 上下方向40ピクセル×左右方向145ピクセル
- (2) 形式 GIF（静止画のみとし、透過部分がないもの。）、JPEG又はPNG
- (3) データ容量 20kByte以下

2 バナー広告の掲載位置には、当該欄が広告欄であることを明確にするため、「有料広告」の文言を記述するとともに、以下の注記を付することとする。

「本欄は広告欄であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、当協会が推奨するものではありません。」

(企業紹介ページの内容等)

**第8条** 企業紹介ページの内容は、広告掲載管理者が広告掲載予定者と掲載希望内容等を協議し、その都度、契約を行うものとする。

2 前項の契約に係る書面には、広告の掲載場所、原稿等の提出内容及び広告掲載に係る費用等の他必要な事項を明記するものとする。

(バナー広告の掲載ページ)

**第9条** バナー広告の掲載位置等は、別表第1のとおりとする。

(掲載期間)

**第10条** 広告を掲載する期間は、1ヶ月を単位とし、原則として、掲載を開始した月を含む年度末までとする。

2 原則として、広告の掲載を開始する日は、当該広告を掲載する月の初日とするものとし、掲載を終了する日は当該広告を掲載する月の最終日とする。

3 月の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の月においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

(広告主の募集)

**第11条** 広告主の募集は、協会のホームページで行う。

2 前項の募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

(掲載の申込み)

**第12条** 広告主になろうとする者は、ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）に次の各号の書類を添付して、申し込むものとする。

(1) 会社概要その他の会社の業種及び業務内容がわかるもの

(2) 広告案

(3) その他、広告掲載管理者が必要とするもの

2 バナー広告の掲載を希望する場合、前項による申込みは、当該掲載を開始する日の3週間前までに行うものとする。

(掲載の決定)

**第13条** 広告掲載管理者は、審査会の意見を踏まえ、第6条の掲載基準に基づき、広告の掲載の可否を決定する。

2 広告掲載管理者は、前条第1項により掲載の申込みをした者にホームページ広告掲載申請結果通知書（第2号様式）により、広告の掲載の可否について通知する。

(バナー広告の原稿等提出)

**第14条** 広告主は、バナー広告の原稿等を広告掲載管理者が指定する期日までに電子ファイルにより提出するものとする。

2 バナー広告の電子ファイル作成は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(バナー広告掲載料)

**第15条** バナー広告の掲載料（以下「バナー広告掲載料」という。）は、別表第2のとおり

とする。

2 広告主は、バナー広告掲載料を広告掲載管理者が指定する期日までに一括して支払うものとする。

3 掲載期間が次の各号に掲げる場合におけるバナー広告掲載料については、別表に定める掲載料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 6月以上12月未満 100分の90

(2) 12月 100分の80

(内容の変更)

**第16条** 広告掲載管理者は、広告の内容（リンク先ホームページの内容を含む。以下この条において同じ。）が法令、若しくはこの要領に違反している、又はその恐れがあるときは広告主に対して広告の内容の変更を求めることができる。

(掲載の中止)

**第17条** 広告掲載管理者は、次の各号に該当する場合には、広告の掲載を中止することができる。

(1) 指定する期日までにバナー広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告の原稿等の提出がないとき

(3) 広告の内容（リンク先ホームページの内容を含む。）が法令、若しくはこの要領に違反している、又はその恐れがあるとき

(4) 前条の規定による変更を求めたにもかかわらず、変更を求めた事態が解消されないとき

(5) 前4号に掲げるもののほかホームページへの広告の掲載が適切でないと広告掲載管理者が判断したとき

(掲載の取下げ)

**第18条** 広告主は自己の都合により、ホームページへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面により広告掲載管理者に申し出なければならない。

(掲載料の返還)

**第19条** 納付済みのバナー広告掲載料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を中止したときは、納付済みのバナー広告掲載料を返還する。

3 前項の規定により返還するバナー広告掲載料は、広告の掲載を中止した日の属する月以後の月分とする。

4 第2項の規定により返還するバナー広告掲載料には利子を付さない。

(掲載期間の延長)

**第20条** 次の各号に該当するときは、広告を掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、当該日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(1) 広告の掲載期間内に協会の都合でホームページを閉鎖したとき

(2) 広告主の責に帰さない理由により、協会が広告を掲載できなかったとき

(広告主の責務)

**第21条** 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、リンク先ホームページのアドレスを変更するときは、変更の2週間前までに広告掲載管理者に書面で届け出なければならない。

(補則)

**第22条** この要領に定めるもののほかホームページの広告に関し必要な事項は、広告掲載管理者が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成23年10月31日から施行する。

#### 附 則 (平成26年要領第5号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号

申請日 平成 年 月 日

中央職業能力開発協会  
広告掲載管理者 あて

お申し込み者  
会社名  
代表者 印

中央職業能力開発協会ホームページ広告掲載申込書

中央職業能力開発協会ホームページ広告取扱要領に基づき、下記のとおり広告の掲載を申し込みます。

記

- 1 お申し込み者
  - (1) 所在地
  - (2) ご担当者所属・氏名
  - (3) 電話番号
  - (4) E-Mailアドレス
  - (5) ご請求先の所属・氏名
  
- 2 広告内容      バナー広告 / 企業・団体紹介      (いずれかに○印)
  
- 3 リンク先ホームページアドレス
  
- 4 掲載希望期間 (月単位)  
平成 年 月 1日 ~ 平成 年 月 末
  
- 5 添付資料
  - (1) 会社概要等
  - (2) 掲載広告案 (バナー広告については、電子媒体とそれを印刷した紙媒体の両方)

様式第2号

平成 年 月 日

会社名  
代表者様

中央職業能力開発協会  
広告掲載管理者

中央職業能力開発協会ホームページ広告掲載申込結果通知書

平成 年 月 日付けでお申し込みのありました中央職業能力開発協会ホームページへの広告について掲載（不掲載）となりましたので通知いたします。

広告内容                      バナー広告 / 企業・団体紹介

(以下掲載通知のみ記載)

広告掲載期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

バナー広告用電子データ提出期日

平成 年 月 日

※中央職業能力開発協会ホームページ広告取扱要領第7条に適合するデータのご提出をお願いします。

別表第1

バナー広告の掲載位置等について

中央職業能力開発協会ホームページ広告取扱要領第9条のバナー広告の掲載位置は、原則として、下図のとおりトップページ (<http://www.javada.or.jp/> に表示されるページ) の最下段とする。

The screenshot shows the JAVADA website homepage. At the bottom, there is a section for advertisements. A callout box with a dashed border points to this section, containing the text: "この破線枠内に掲載する。" (Post in this dashed box).

The advertisement section contains a header for "有料広告" (Paid Advertisements) and a grid of 12 placeholder banners, each labeled "バナー広告" (Banner Ad).

Below the grid, there is a footer with the text: "Copyright © 2011 Japan Vocational Ability Development Association. All rights reserved."

## 別表第2

- 1 中央職業能力開発協会ホームページ広告取扱要領第15条のバナー広告掲載料は、下表のとおりとする。6ヵ月以上継続してバナー広告を掲載する者には継続割引を適用する。

区 分	バナー広告掲載料（月額）
協会会員	25,000円
その他	30,000円

（第15条第3項 継続割引料金）

継続割引（月額）	1ヵ月以上6ヵ月未満	6ヵ月以上12ヵ月未満	12ヵ月
会員	25,000円	22,500円	20,000円
その他	30,000円	27,000円	24,000円

- 2 その他広告掲載管理者が必要と認める場合にバナー広告掲載料を変更することができる。